

第1回 四万十町立図書館十和分館整備検討委員会

■目次

- 01 会議（議事録含む）の公開・非公開について
- 02 設置要綱の確認
- 03 会議の成立
- 04 委員名簿
- 05 委員長・副委員長の互選
- 06 図書館十和分館整備に向け、どこから議論を始めるか・・・
- 07 四万十町文化的施設 建設休止により変わる事変わらないこと
- 08 整備に向けてのロードマップ（長期 案）
- 09 整備に向けてのロードマップ（短期 案）
- 10 第1回目の検討委員会で協議したいこと
- 11 整備に向けての課題（読書は必要か①）
- 12 整備に向けての課題（読書は必要か②）
- 13 整備に向けての課題（図書館は必要か）
- 14 整備に向けての課題（図書館に必要な機能とは）
- 15 本日の会では規模や立地の話はしません
- 16 以下、参考資料
- 17 整備に向けての課題（図書館の機能を発揮するための規模）
- 18 旧小鳩保育所への来館の流れをうまく十和分館に活かしたい
- 19 四万十町市街地再生基本構想（平成31年3月） 十川地域
- 20 四万十町市街地再生基本構想（平成31年3月） 昭和地域
- 21 役場（行政）側の動き

令和6年2月27日（火） 協議資料

資料作成日：令和6年1月末

会議（議事録含む）の公開・非公開について

3 公開基準

対象審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 省略
- (2) 公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

4 公開又は非公開の決定

対象審議会等は、「3 公開基準」に基づき、次のいずれかをあらかじめ決定すること。

- (1) 公開
- (2) 非公開

審議会等の会議の公開に関する指針より抜粋

第1回 四万十町立図書館十和分館整備検討委員会は、
原則公開（傍聴席あり）で開催いたします。（今後の会も同様です。）

設置要綱の確認

(設置)

第1条 四万十町立図書館十和分館（以下「分館」という。）の在り方及び整備に関する検討を行うため、
四万十町立図書館十和分館整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 分館の在り方に関すること。
- (2) 分館の整備に関すること。
- (3) その他、町長が必要と認めること。

四万十町立図書館十和分館整備検討委員会設置要綱より抜粋

会議の成立

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

四万十町立図書館十和分館整備検討委員会設置要綱より抜粋

委員名簿

役職	氏名
四万十町立小中学校 P T A 連絡協議会 十和地区会員	山本 卓 （昭和小）
	芝 伸介 （十川小）
	久保 卓也 （十川中）
四万十町立小中学校長	徳弘 茂生
四万十町立図書館協議会委員	刈谷 明子
十和地域まちづくり推進協議会委員	栗原 あゆみ
四万十町社会教育委員	松下 正明
公募による者	田頭 誠志
	酒井 紀子
	平野 彩

委員長・副委員長の互選

(組織)

第3条 委員会は委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- | | | |
|-----|-------------------------|------|
| (1) | 四万十町立小中学校PTA連絡協議会十和地区会員 | 3人以内 |
| (2) | 四万十町立小中学校長 | 1人 |
| (3) | 四万十町立図書館協議会委員 | 1人 |
| (4) | 十和地域まちづくり推進協議会委員 | 1人 |
| (5) | 四万十町社会教育委員 | 1人 |
| (6) | 公募による者 | 3人以内 |

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

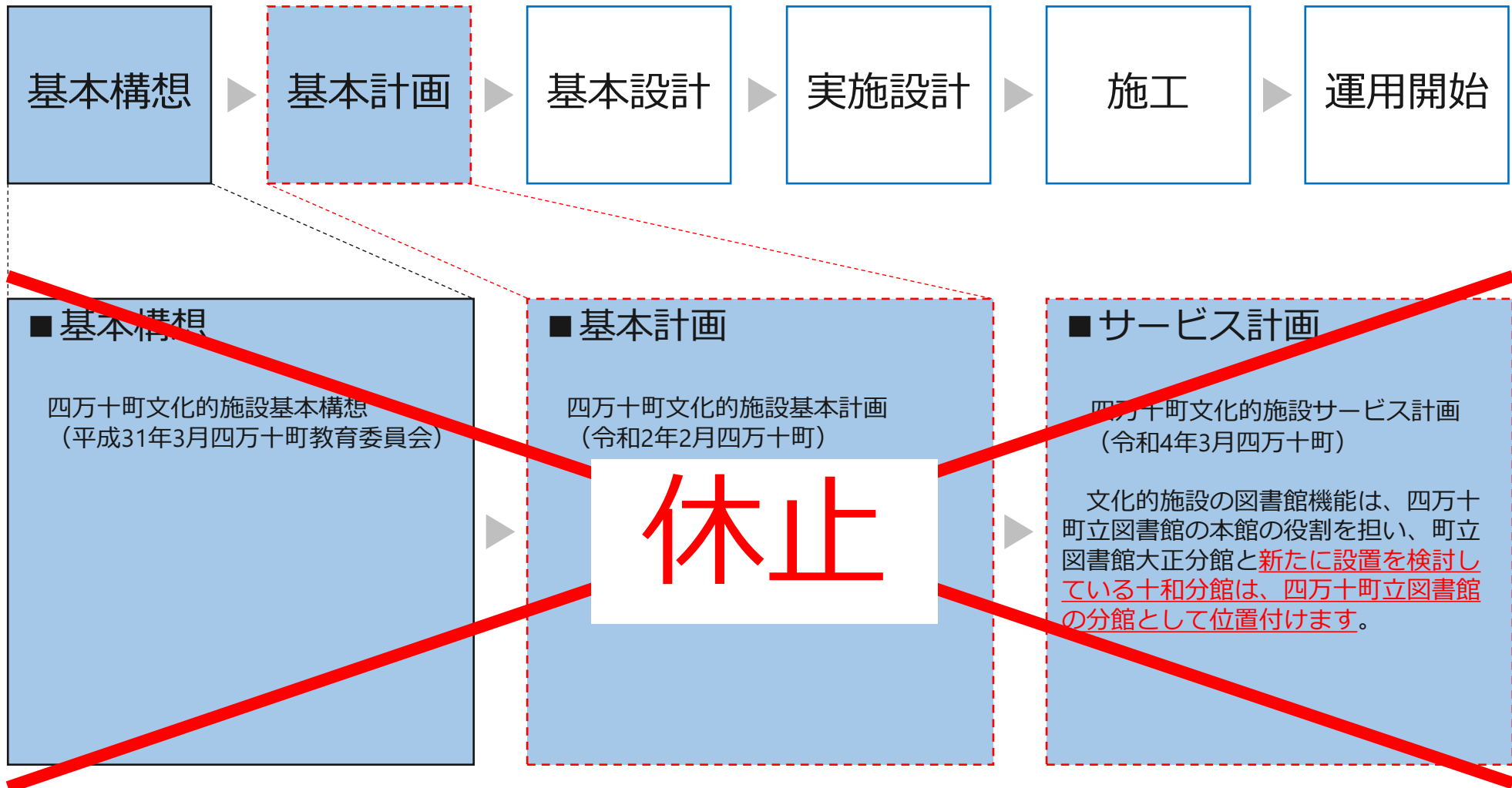
2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

四万十町立図書館十和分館整備検討委員会設置要綱より抜粋

図書館十和分館整備に向け、どこから議論を始めるか・・・



「・・・十和地域への図書館（分館）の設置について、検討及び対応を図ります。」

第2次四万十町総合振興計画改定版（令和4年3月改訂）P.52より

四万十町文化的施設 建設休止により変わること変わらないこと

開館時期

令和6年度中

施設規模・機能

延べ1998.16㎡
図書館・美術館・展
示・コミュニティ

整備場所

旧四万十町役場跡地

上記全てを同時に満たすことは現実的に不可能

変わること

文化的施設整備を前提とした十和分館の施設規模

文化的施設整備を前提とした職員体制

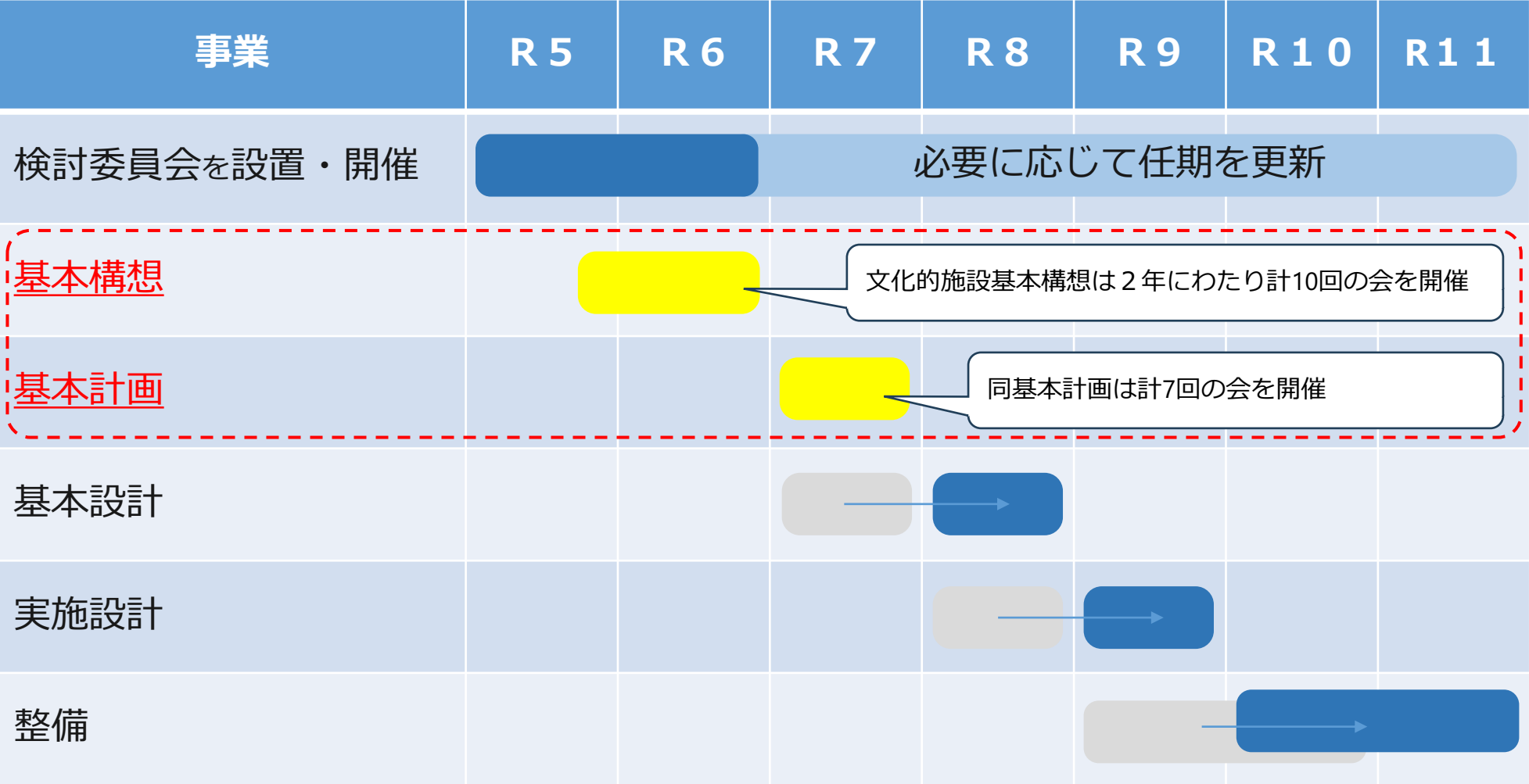
変わらないこと

図書館情報システムの導入（更新）

移動図書館車（1台）の運行（令和5年度～）

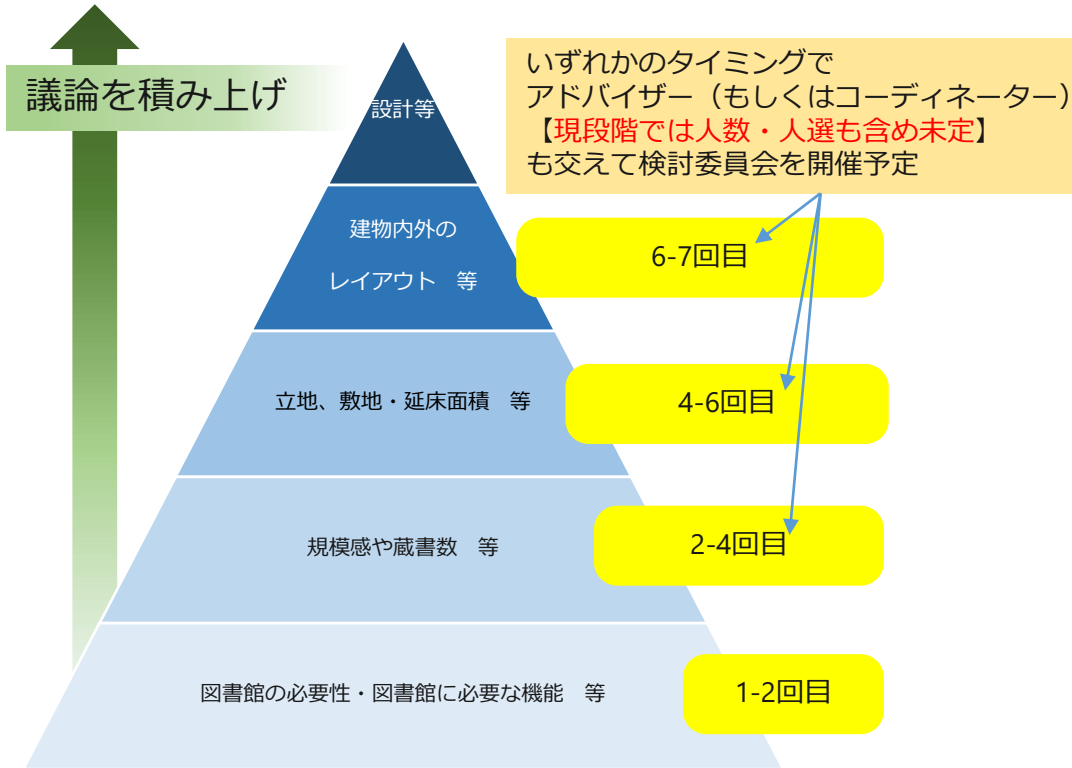


整備に向けてのロードマップ（長期 案）



整備に向けてのロードマップ（短期 案）

事業	R6 1月-	R6 4月-	R6 6月-	R6 8月-	R6 10月-	R6 12月-	R7 2月-
検討委員会を設置・開催							
<u>基本構想</u> (基本計画的要素を一部含む可能性有)	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目



「基本構想」とは

現在の状況や課題を明らかにしたうえで、図書館十和分館の整備における考え方の拠り所となる「基本理念・基本方針」等をまとめたもの

「基本計画」とは

基本構想で示す方針を実現するために、具体的な「施設計画」「建設手法」等を明らかにしたもの

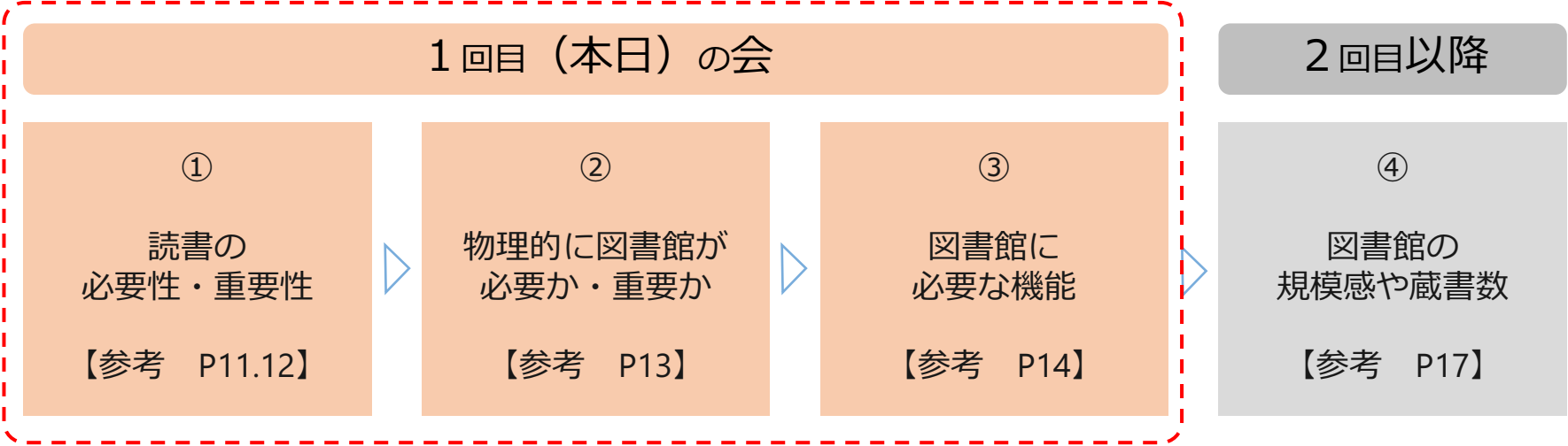
「基本設計」とは（設計業者に発注予定）

基本構想・基本計画の内容を踏まえたうえで、建物の配置や空間構成、備えるべき機能、性能、内外のデザイン等をまとめたもの

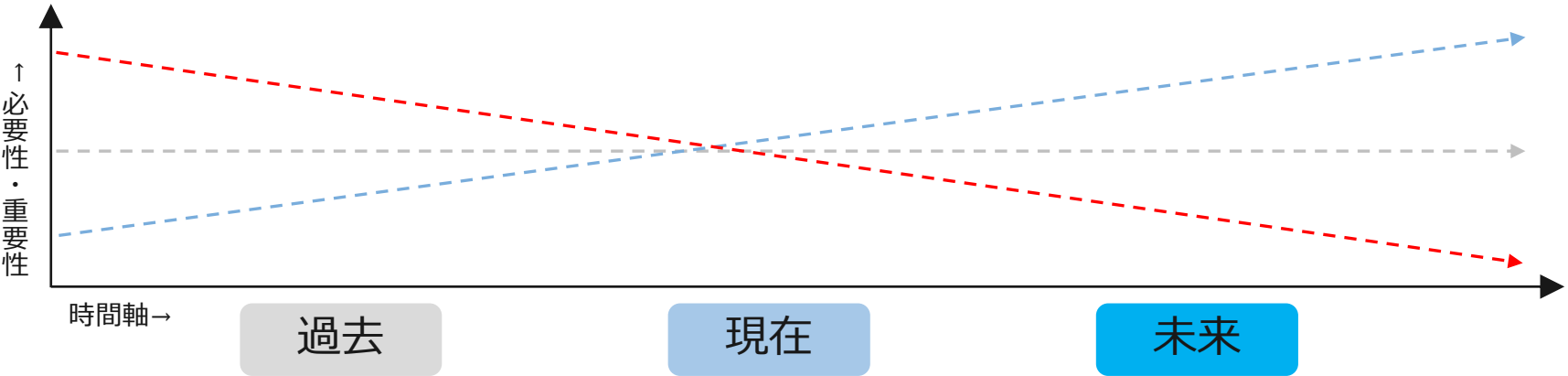
「実施設計」とは（設計業者に発注予定）

基本設計に基づいて、デザイン・技術の両面で詳細な設計を進め、工事契約の締結や工事の実施に必要な実施設計図書を作成するもの

第1回目の検討委員会で協議したいこと

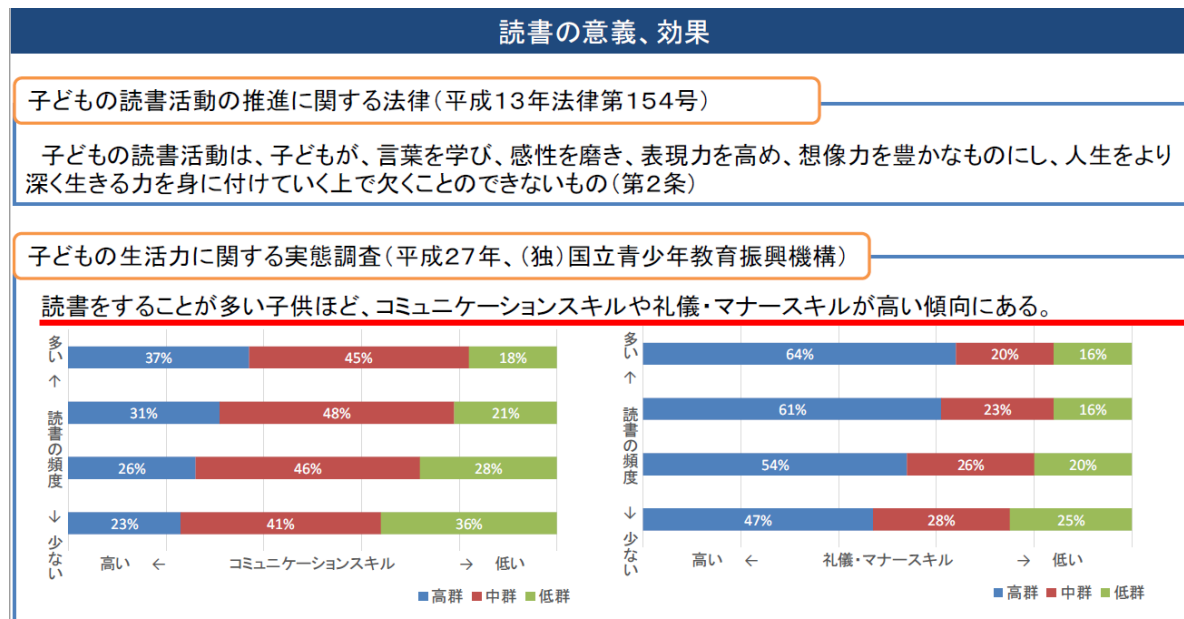


👉 上記①・②・③をそれぞれ（または関連して）協議するうえで、参考：下記の視点（時間軸の概念）



整備に向けての課題（読書は必要か①）

●子どもの視点①



子供の読書活動に関する現状と論点／文部科学省生涯学習政策局青少年教育課 より抜粋

整備に向けての課題（読書は必要か②）

子ども（社会人含む）の視点②

また、子どもの頃の読書活動と認知機能との関連について、大学生を対象に分析し、多面的に読書活動の効果を検証しました。

■調査結果のポイント

- ① 子どもの頃の読書量が多い人は、意識・非認知能力と認知機能が高い傾向がある。
- ② 興味・関心にあわせた読書経験が多い人ほど、小中高を通した読書量が多い傾向にある。
- ③ 年代に関係なく、本（紙媒体）を読まない人が増えている（平成 25 年と平成 30 年を比較して）。
- ④ 一方で、スマートフォンやタブレットなどのスマートデバイスを使った読書は増えている。
- ⑤ 読書のツールに関係なく、読書している人はしていない人よりも意識・非認知能力が高い傾向があるが、本（紙媒体）で読書している人の意識・非認知能力は最も高い傾向がある。

※結果③～⑤は、令和元年 12 月 23 日に発表した速報版において報告済みです

子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究～「読書離れ」の実態と、「読書好き」を育てるヒント～
／独立行政法人国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター より抜粋

整備に向けての課題（図書館は必要か）

●図書館の必要性

前提として、読書は（特に幼少期から）人生に大きな影響を与える

経済力がある
(本を買える)

情報弱者でない
(右記に該当しない)

移動手段がある
(図書館へ行ける)

経済力がない
(本を買えない)

情報弱者である
(情報を手に入れたり利用
したりすることが困難)

移動手段がない
(図書館へ行けない)

物理的に本屋さんが減少している中で、情報・交通弱者や経済的に厳しい世帯等に寄り添い、ともに学びあい高めあう場として、図書館の重要性・必要性がより高まっています。（移動図書館車だけではカバーしきれないと考えます）

整備に向けての課題（図書館に必要な機能とは）

- 一般的に図書館に求められる必要な機能として下記が考えられます

資料の収集・保存

図書館は、多様な資料を収集し、保存することで、人々が必要な情報を得ることができます。

資料の提供

図書館は、収集した資料を利用者に提供することで、知識や情報を提供します。

レファレンスサービス

図書館は、利用者が求める情報を探索・案内するサービスを提供します。

閲覧・貸出・複写サービス

図書館は、資料の閲覧・貸出・複写サービスを提供することで、利用者が必要な資料を手軽に入手できるようにします。

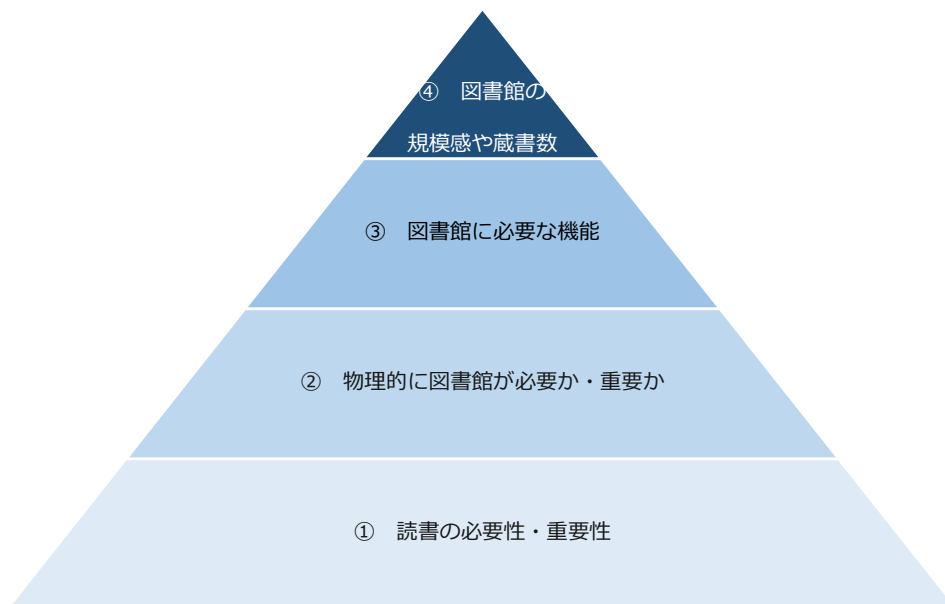
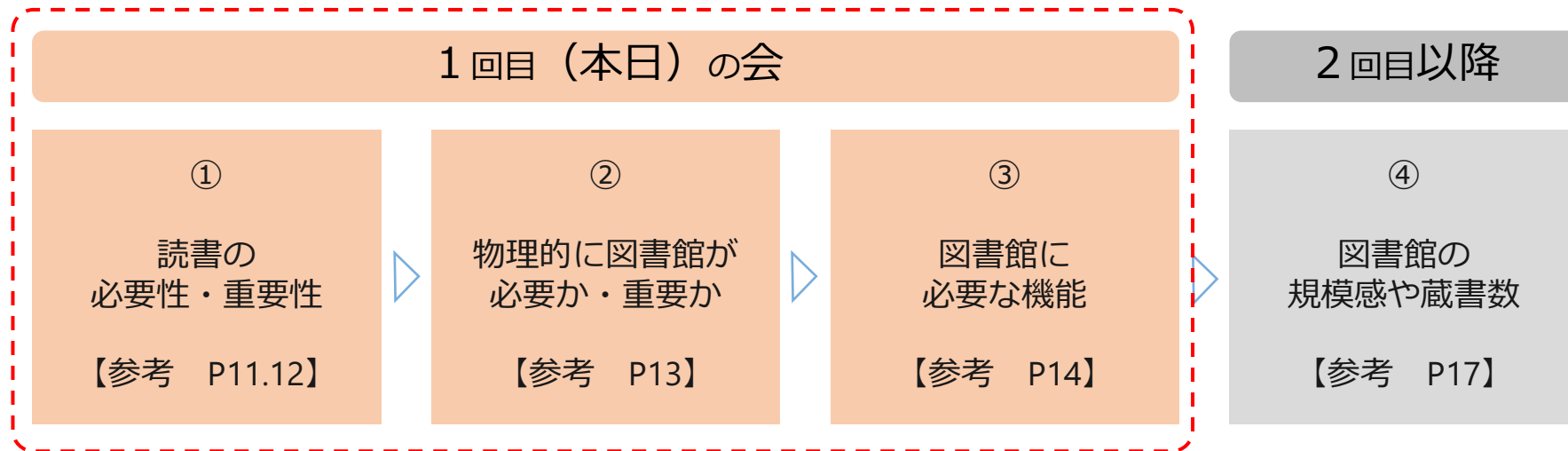
学習支援

図書館は、学習支援のための施設やサービスを提供することで、利用者が学びやすい環境を整えます。

地域貢献

図書館は、地域の文化活動や教育活動に貢献することで、地域社会において重要な役割を果たします。

本日の会では規模や立地の話はしません



土台を大きく、幹を太く、
シンプルで力強い根拠を委員会で議論

以下、参考資料

整備に向けての課題（図書館の機能を発揮するための規模）

●現状の施設等と、まちづくり推進協議会からの意見書で示される数値

	Lプラン21	システムとしての図書館	現図書館本館	現図書館大正分館	図書館十和分館
蔵書数	53,000冊	約50,000冊	約46,000冊	約32,000冊	約12,000冊
占有延床面積	900.00㎡	800.00㎡	346.66㎡	229.45㎡	

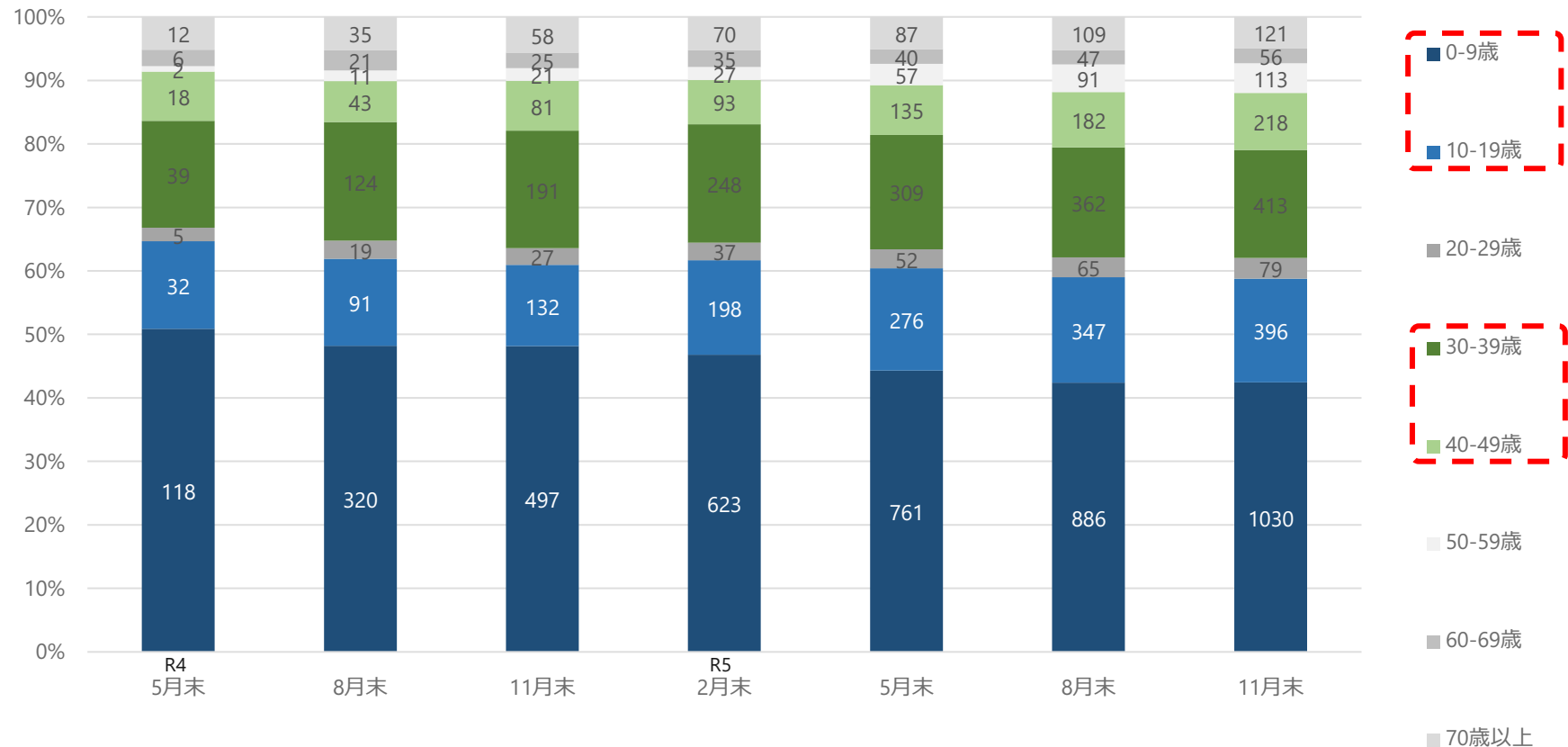
「Lプラン21」は21世紀の町村図書館振興をめざす政策提言Lプラン21「図書館による町村ルネサンス」より引用

「システムとしての図書館」は公立図書館の任務と目標1989年1月確定公表2004年3月改訂 日本図書館協会図書館政策特別委員会から抜粋

「現図書館」は四万十町文化的施設サービス計画2022年3月等から抜粋

「図書館十和分館の蔵書数」は十和地域まちづくり推進協議会から（町長へ）の意見書から抜粋

旧小鳩保育所への来館の流れをうまく十和分館に活かしたい



旧小鳩保育所への来館者（オープン後19か月間の実績）は、

「0-9・10-19歳」の子どもたちとその親世代「30-39・40-49歳」がメインであり、

その割合は来館者の80～90%近く（85%:11月末時点）

この旧小鳩保育所の人の流れ・図書ニーズをうまく図書館十和分館へと繋げたい。

四万十町市街地再生基本構想（平成31年3月） 十川地域

〔 十川エリア 〕



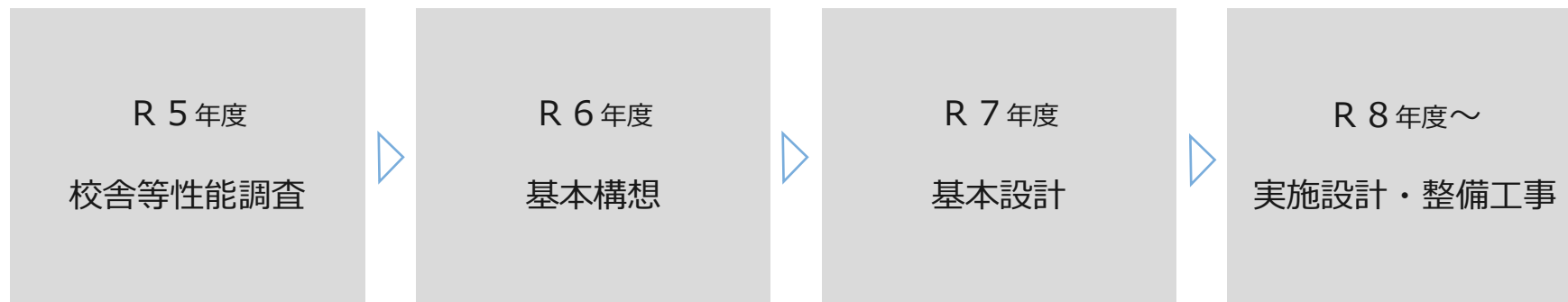
四万十町市街地再生基本構想（平成31年3月） 昭和地域

[昭和エリア]



役場（行政）側の動き

十川小中学校 校舎（予定）



町立図書館と小中学校の図書（館・室）との連携（を検討）

既に行っていること

町立図書館の団体貸出サービスを利用した小中学校（放課後子ども教室を含む）への本の貸出
学校の朝の時間を用いた「お話し会（読み聞かせ）」

検討していること

小中学校に図書館情報システムを導入し、町立図書館の図書館情報システムと連携すること